

清和町自治会館管理運営規約

- 第1条 この規約は、清和町自治会館（以下「会館」という）の管理・運営及び使用に関する事項を定める。
- 第2条 1. 会館の管理・運営は自治会の役員会があたり、主に次の業務を行う。
イ. 防火管理
ロ. 建物、器具、備品、什器等の保全・整備・管理
ハ. 館内の秩序維持、使用状況の監察
ニ. 使用許可に関する審議・決定
ホ. 使用状況、経費収支状況の検討
ヘ. 館内外の清掃・美化等の日常業務
2. 管理・運営の責任は自治会長があたり、管理人は役員会があたる。
3. 管理人は使用に関する業務、経費の支出を担当する。
4. 使用状況については、必要に応じて管理責任者（自治会長）に報告し、その承認を得なければならない。
- 第3条 会館の使用を希望する者は、責任者を定め、所定の使用申込書により管理人に申込み、その許可を受けなければならない。
※別表1の申し込み書を使用する
※別表2の台帳を役員専用パソコンにて管理する
- 第4条 1. 会館の使用責任者は、清和町住民であり且つ成人であることを原則とする。
2. 管理者は下記の場合には使用を許可しないこととする。
イ. 学習塾等営利を目的とするものであって、且つ定期的に会館を使用するもの。
ロ. 特定の政治活動、特定の宗教活動を目的とするものであって、且つ定期的に会館を使用するとき。
- 第5条 管理人は申込みに対し、調整のうえ使用許可書を交付する。
- 第6条 使用を許可された者は、会館の使用にあたり別に定める使用心得を守らなければならない。
- 第7条 会館の使用料は、次の基準による。
イ. 町内の公的行事（総会、役員会、役員会で認めた諸団体）及び 非常災害時における一時使用の場合は無料とする。
ロ. その他の使用についても申請者が会員であれば無料とする。
- 第8条 使用者が当規約及び使用心得に違反したときは、使用の制限または取消をすることがある。
- 第9条 会館内の備品等の貸出しは、原則として自治会会員に限る。
- 第10条 使用者が建物、器具、備品等に損害を与えたときは、その実費の弁償を求めるものとする。
- 第11条 使用者の行為によって生じた事故については、原則として使用者の責任とし、管理者はこれに対し責任を負わない。

第12条 会館の維持・運営の経費は、原則として自治会会計にて支出する。

第13条 この規約の改廃は、総会において行う。

第14条 会館の維持については次のように定める。

イ. 会館の清掃は月に1回行う。清掃当番については、各ブロック組長が月毎に順番に行い、次のブロックに申し送る。

第15条 会館の鍵は5本作成する。

イ. 鍵の管理は、自治会本部役員がそれぞれ1本所持する。

ロ. 自治会下部組織の依頼がある場合、特別に鍵を供与する。

ただし、会館の使用は通常の手続きにて行う。

第16条 使用時間は、原則として午前8時から午後9時までとする。

付則 使用料は、次のとおり

区 分	利 用 の 内 容
無料で使用 できる活動	総会、組長会、役員会、自治会活動・子供会活動の為の会活動の為の会合、清和町サロン和活動の為の会合、PTA活動(清和町)、非常災害時の一時使用
その他無料 で使用 できる活動	各種カルチャーサークル等の活動 スポーツクラブ等団体の活動 個人的な利用

*①終日 6時間以上

②営利目的の使用については、役員協議のうえ、その都度決定する。

④申請者が会員の場合は、会員使用とする。

(2)この規約は、平成2年4月1日より発効する。

一部改正----平成6年3月27日

一部改正----平成26年3月30日

一部改正----令和5年7月18日